

# 「台湾向け観光魅力プロモーション業務」業務基本仕様書

## 1 業務の名称

台湾向け観光魅力プロモーション業務

## 2 業務の目的

台湾からの訪日旅行は、従前の団体旅行をはじめ、訪日リピーターとなっている個人旅行者が東北を周遊するケースなどが増加し、本県の更なる認知度の向上や、他県と連携した周遊旅行の提案により、旅行先として当県が選ばれるような現地プロモーションを行うことは、本県へのインバウンド施策の推進に必要不可欠である。

本事業では、台湾で影響力を持つフォトグラファー等による台湾人の本県への旅行意欲を向上させる写真等の撮影を行う招請事業を企画・実施するとともに、撮影した素材を用いたWEB等でのプロモーションを実施することで、日本の次なる目的地を探す台湾人に対し、観光・グルメ・カルチャー・県産品・スポーツ・レジャー等、様々な方面から本県を強く訴求し、本県の知名度向上と誘客促進につなげるもの。

## 3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

### (1) フォトグラファー等の招請

台湾現地で影響力及び情報発信力が期待できるフォトグラファー等による県内観光地を周遊し撮影する招請事業を企画及び実施するとともに、フォトグラファー等自身のSNS等を活用した情報発信を企画及び実施すること。なお被招請者の提案に当たっては、選定理由や市場において有する影響力（媒体接触者数、SNSフォロワー数等）及び予定する発信回数等を詳細に記載すること。

#### イ 想定する事業の基本事項

##### (イ) 被招請者

##### a. 台湾人フォトグラファー 1人程度

- ・雄大な自然から都市の洗練された景観、地方の穏やかな風景まで、幅広いシーンを高品質に撮影できる技術を有すること。特に、特定の分野に偏ることなく、多様な情景の魅力を総合的に捉えることで、本県への訪問意欲を喚起する表現力に優れていること。
- ・フォトグラファーの選定にあたっては、これまでに日本を含む台湾域外の観光地やグルメ等を撮影した実績があり、なおかつコンテスト等での受賞

歴がある者が望ましい。

b. その他SNSやWEB等でのプロモーションに必要な者 1人程度

(ロ) 実施回数

2回程度（夏季及び冬季を目途とする）

(ハ) 費用負担

被招請者のツアー行程参加に係る経費は、全て本業務委託料に含むものとし、被招請者は、ツアー行程への参加中、土産の購入など被招請者個人の支出によるものを除き、経費を負担しないものとする。

(ニ) 撮影スポット・コンテンツ数

- ・合計50箇所以上とする。なお、実地撮影と受注者が保有する素材等を効率的に組み合わせ、費用対効果を最大化する提案を行うこと。
- ・台湾人の興味・関心、宗教上の特徴等を考慮した上で、本県の自然や文化遺産、食の魅力、本県でしか味わえない体験の魅力が存分に伝わるスポット等を受注者が選定した上で、発注者と協議の上決定する。

(ホ) Instagramにおける連携

被招請者がInstagramでの投稿を行う場合は、本県の海外市場向け公式アカウントを共同投稿者として設定する「コラボレーション機能」を活用し、県公式アカウント側へのインプレッション及びフォロワーの流入を図るよう努めること。

ロ 撮影行程の企画及び管理に関すること。

移動効率を重視した行程を策定し、限られた期間で最大限の撮影成果が得られるよう管理を行うこと。

ハ 被招請者との連絡調整に関すること。

被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受注者が負担することとする。

ニ 被招請者の発着地と本県との往復に係る交通手段の手配、来県後の移動手段、宿泊先の手配、観光施設及び昼食の手配及び調整等に関すること。

招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症等の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受注者が負担するものとする。なお、不測の事態に備え、旅行保険の活用等によりコストの増加を抑制する工夫を検討すること。

(イ) 来県後の移動手段の手配

受注者は、移動手段の手配に係る支払を滞りなく行うこと。

(ロ) 来県後の宿泊先の手配

受注者は、撮影に適したロケーションや雰囲気を持った宿泊施設のうち台湾人の宗教上の特徴に対応可能な施設を選定することとし、受注者

は、宿泊に係る支払を滞りなく行うこと。

(ハ) 観光施設及び食事会場の手配

- ・訪問先の観光地・観光施設は、台湾人の国籍、興味・関心、宗教上の特徴などを考慮して吟味し、受注者が選定し発注者に対し提案すること。
- ・食事会場は、被招請者の国籍、嗜好、食物アレルギー、特に避けるべき食材等を考慮して選定すること。
- ・受注者は、訪問先に対し事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得るとともに、利用に係る入場料、拝観料、体験料、食事代等に係る支払を滞りなく行う。

ホ 業務連絡員（添乗員）及び通訳の確保

- ・必要に応じて業務連絡員（添乗員）及び被招請者の言語に応じた通訳を手配すること。ただし、発注者が通訳を手配した場合は、この限りでない。
- ・配置通訳に要する食事、施設見学や体験等の費用を計上するとともに、受注者は、通訳に係る支払を滞りなく行うこと。

ヘ その他

本業務の実施に当たっては、発注者と緊密に連絡をとり、随時協議しながら進めることとし、全体として効率的かつ効果的な業務を行うこと。

(2) 観光情報WEBサイトの制作

(1) で撮影した写真等の素材を活用し、スマートフォン等のカメラでQRコードを読み取ること等で容易にアクセスできる台湾人向けの観光情報WEBサイトを制作すること。

また、アクセス状況から観光客の動向を分析するなど、必要なデータを抽出することで、今後の効果的な検証を実施できる仕様とすること。

イ 想定する事業の基本事項

- ・写真等の埋め込み、本県が運営する海外向け観光情報サイト「VISIT MIYAGI」の繁体字版の内容刷新及び台湾市場向けの機能補完を図るなど、同サイトとの密接な連動を行うこと。また、各観光情報WEBサイト及びSNS等へのリンク等の表示（宿泊、アクティビティ、飲食等）を行うこと。
- ・多言語表示や音声読み上げ機能（中国語（繁体字）及び英語を想定）
- ・スポットの詳細画面から関連情報を表示（1スポットにつき写真2枚程度、SNS発信を念頭に置いた縦横比対応版、台湾人に効果的な訴求が期待できる説明文100～150字程度、想定スポット約50箇所程度。なお写真等は、(1)で撮影した作品、施設等から提供される写真等、(1)イ(イ)の被招請者が過去に撮影した作品、受注者が保有する写真等、みやぎデジタルフォトライブラリー (<https://digi-photo.pref.miyagi.jp/>) 又は本県が支給した写

真等を使用すること。)

- ・受注者は、台湾人の需要に応じたUIを発注者に提案し、整備すること。
- ・AI検索に最適化された機能を実装すること。
- ・基本機能の利用に都度の通信を必要としないデジタル技術を活用したパンフレットの仕様とすることや、観光庁「Safety tips」との連携を図るなど、観光客が長く安心して利用できる仕組みを取り入れることが望ましい。
- ・Google Mapsとの連動機能を組み込むことが望ましい。

ロ PR用フライヤーデータ等の作成

- (イ) 制作するWEBサイトのデザインを基調とし、一体感のある広報展開が可能なデザインとすること。
  - (ロ) 本県の主要観光スポットおよび位置関係を視覚的に明示する地図を掲載すること。
  - (ハ) WEBサイトへの誘導を図るため、二次元コード等を効果的に配置すること。
  - (ニ) 国際旅行博等における配布を想定し、A3二つ折りやA4三連折り等、携帯性と一覧性に優れたリーフレット形式のレイアウトとすること。
  - (ホ) データは、汎用性の高い形式で作成すること。
- ハ ユーザー数、国籍、ページビュー、その他アクセス状況解析データや宿泊予約・施設公式サイトへの遷移状況データの抽出等を行うこと。解析にはGoogle Analytics等の既存ツールを最大限活用し、独自の解析システム構築は避けること。
- ニ 令和8年度の保守管理費は、本事業委託費に含むものとする。なお、令和9年度以降の保守管理は改めて単年度毎に業務契約するものとし、画像データの差し替え、説明文の修正やリンク変更等の軽微な修正は保守管理の範囲内で行い、項目の追加やUIの仕様変更等については発注者の依頼で受託者が行う。また、受注者は本事業の提案において、令和9年度以降に想定される年間保守管理費の算出根拠および概算費用を提示すること。
- ホ その他、SNSとのシェアボタンの設置等、香港人が利用しやすいことに加え、情報の拡散が期待できる仕組みを構築すること。

(3) 効果測定・分析

本事業の実施結果を客観的に評価し、次年度以降の施策に反映させるため、本事業の効果を適切に把握できるKPI（SNS等の閲覧数・エンゲージメント数・保存数、WEBサイトのPV数、1ユーザーあたりの閲覧ページ数、各観光施設公式サイトへの遷移数、イベント配布フライヤー等の二次元コード読取数等）を設定し、プロモーション結果の分析を行うこと。KPIの設定にあたっては、指標の妥当性を確認

できる根拠を示すこと。また、本事業を総括し、被招請者の発信に対する台湾市場の反応やアクセスデータの分析に基づき、次年度以降の本県への誘客拡大につながる効果的なデジタルプロモーション手法について提案を行うこと。

(4) その他

(1) 及び (2) 以外に、本県の認知度及び魅力度の向上及びインバウンド誘客拡大に資する取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、自由に提案すること。特に、撮影素材の他媒体への二次利用、既存の観光素材の再編集による多面展開、あるいはデジタル技術による業務の省力化など、効率的かつ持続可能な事業内容を提案すること。

(5) 留意事項

- イ 本事業の業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制（担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること）を示すこと。
- ロ 最終的な実施内容については、発注者と協議の上で実施すること。

5 業務の目標

以下の指標を目安とする。

アウトプット	WEB サイトへの掲載スポット数	50箇所程度
	WEB サイトのPV数	30,000PV程度/月
アウトカム	施設等外部サイトへの遷移数	3,000件程度/月
	上記のほか、企画提案に基づく適切な目標値を設定すること。	適宜

6 事業報告

(1) 受注者は、以下の成果物を事業終了の日から1か月が経過した日又は令和9年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出すること。

- イ 委託業務完了報告書（指定様式）
- ロ 実績報告書（事業実施内容等の分かるもの）
- ハ 成果品のデータが格納されたCD-ROM等

(2) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部観光戦略課 海外誘客推進班  
(宮城県庁行政庁舎14階)

7 目的物（成果品）

- (1) 本業務による成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (4) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び宮城県が成果物及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 成果品については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なるように対応すること。

## 8 守秘義務等

### (1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

## 9 その他

- (1) 台風、地震など自然災害等のやむを得ない事情により発注者の判断で事業を中止する場合には、中止が決定するまでに要した経費（キャンセルに係る費用を含む。）の実費のみを支払うこととし、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更する。

なお、変更契約額の確定に当たり、証憑書類の写し等の提出を求められることがある。
- (2) (1) の他、疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、実施することとする。
- (3) 委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時

及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

- (4) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (6) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (7) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (9) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。